

2017(平成 29)年度 税制改正大綱決定

～経済の成長力底上げへ！

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は 2017 年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2016.12.22)。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、①就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、②経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、③中小企業向け設備投資促進税制の拡充等、経済の成長力の底上げを行うことです。
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得稅

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（現行：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。

配偶者の合計所得金額	控除額		
	①合計所得金額 900 万円以下 の居住者	②合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 の居住者	③合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 の居住者
38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

・上記 (1) (2) の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用する。

2. 金融・証券税制

・積立 N I S A の創設 非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立 N I S A）を次のように創設し、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（N I S A）と選択して適用できることとする。

項目	積立 N I S A
対象者	居住者等
非課税期間	20 年間
非課税投資限度額	年間 40 万円
投資可能期間	平成 30 年から平成 49 年
非課税対象	公募等株式投資信託

・上記の改正は、平成 31 年 1 月 1 日より適用する。

3. 住宅・土地税制

- (1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（ローン型）
 - ・ 本特例の税額控除率2%の対象となる範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を加える。
 - (2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（投資型）
 - ① 本特例の適用対象となる工事に一定の耐久性向上改修工事で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを加える。
 - ② その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（250万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、350万円）を限度）の10%に相当する金額とする。
 - ③ 耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、その工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（500万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、600万円）を限度）の10%に相当する金額とする。
- ・ 上記（1）（2）の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用する。

■ 資産課税

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

- (1) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（現行：切り上げる）こととする。
 - (2) 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。
 - (3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定 相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。
- ・ 上記（1）（2）（3）の改正は、平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

2. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

- (1) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年（現行：5年）以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととする。
 - (2) 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう。（3）において同じ。）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。
 - (3) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。
- ・ 上記（1）（2）（3）の改正は、平成29年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

3. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

- ・ 居住用超高層建築物に対して課する固定資産税について、次の見直しを行う（都市計画税についても同様とする。）。
 - ① 居住用超高速建築物（＝高さが60mを超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在しているもの。）については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差違による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率（「階層別専有床面積補正率」という。）により補正する。
 - ② 階層別専有床面積補正率は、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階

が一を増すごとに、これに、10を39で除した数を加えた数値とする。

- ③ 居住用以外の専有部分を含む居住用超高層建築物においては、まず当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を、床面積により居住用部分と非居住用部分に案分の上、居住用部分の税額を各区分所有者に案分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。
- ④ 上記①から③までに加え、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合には、その差違に応じた補正を行う。
- ⑤ 上記①から④までにかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、当該申し出た割合により当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を案分することも可能とする。

・上記の改正は、平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用する。

・不動産取得税についても同様の階層別専有床面積補正率を用いて評価額の補正計算を行う。

■ 法人課税

1. 競争力強化のための研究開発税制等の見直し

・試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）について、税額控除率（現行：試験研究費割合に応じ8～10%）を次の試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（上限10%）とする制度に改組する。

- イ 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
- ロ 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$
- ハ 増減割合が-25%未満 6%

※「増減割合」：試験研究費増減差額の比較試験研究費の額に対する割合。

- ② 試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）を廃止した上、その（高水準型）適用期限を2年延長する。

- ③ 2年間の時限措置として、次の措置を講ずる。

- イ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%（原則10%）とする。
- ロ 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。
 - （i）税額控除率（12%）に、増加割合から5%を控除した割合に0.3を乗じて計算した率を加算する。ただし、税額控除率の上限は17%とする。
 - （ii）控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に当期の法人税額の10%を上乗せする。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度との選択適用とする。

※「増加割合」：試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の比較試験研究費の額に対する割合。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度の適用に代えて、次の措置を適用できる。

（i）試験研究費の総額に係る税額控除制度について、控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする。

（ii）中小企業技術基盤強化税制について、控除税額の上限（当期の法人税額の25%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする。なお、上記ロ（ii）との選択適用とする。

※「平均売上金額」：当期を含む4年間の売上金額の年平均額をいい、「試験研究費割合」とは、試験研究費の額の平均売上金額に対する割合。

- ④ 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。

※「一定の費用」：対価を得て提供する新たな役務（以下「新サービス」という。）の開発を目的として行う次の業務に要する原材料費、人件費（その業務に専ら従事する情報の解析に関する専門的な知識を有すると認められる者（以下「情報解析専門家」という。）に係るものに限る。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費並びに外注費以外の経費に相当する部分に限る。）並びに委託費（これらの原材料

費、人件費及び経費に相当する部分に限る。)

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いて行われる情報の収集

ロ その収集により蓄積された情報について、一定の法則を発見するために、情報解析専門家により専ら情報の解析を行う機能を有するソフトウェア（これに準ずるソフトウェアを含む。）を用いて行われる分析

ハ その分析により発見された法則を利用した新サービスの設計

ニ その発見された法則が予測と結果の一致度が高い等妥当であると認められるものであること及びその発見された法則を利用した新サービスがその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

- ⑤ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するものについて、その費用の限定（現行：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）を廃止し、これらの研究に要した費用とする。

2. 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

・ 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。)

① 中小企業者等以外の法人について

イ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であることとの要件に見直す。

ロ 控除税額を雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%との合計額（現行：雇用者給与等支給増加額の10%）とする。

② 中小企業者等について

・ 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額のその比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上である場合における控除税額を、雇用者給与等支給増加額の10%と雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の12%との合計額（現行：雇用者給与等支給増加額の10%）とする。

3. コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例について、次の見直しを行う。

・ 法人が、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長を認めることとする。

(2) 法人の支給する役員給与等について、次の見直しを行う。

① 利益連動給与について、次の見直しを行う。

イ 算定指標の範囲に株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。）を加えるとともに、当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。

ロ 利益の状況を示す指標又は上記イの追加された指標（以下「業績連動指標」という。）を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。

ハ 同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。

- ② 退職給与で利益その他の指標を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とする。これにあわせて、利益連動給与について、業績連動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与を対象に加える。

③ 事前確定届出給与について、次の見直しを行う。

イ 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加える。

ロ 上記②の改正にあわせて、所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに

に、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出を不要とする。

ハ 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。

- ④ 定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。
- ⑤ 譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、次の見直しを行う。

イ 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える。

ロ 譲渡制限付株式を対価とする費用について、原則として、譲渡制限が解除されることが確定した日（現行：譲渡制限が解除された日）の属する事業年度の損金の額に算入する。

ハ 非居住者に対して交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたこととする。

・上記の改正は、退職給与に係る部分、譲渡制限付株式に係る部分及び新株予約権に係る部分は平成 29 年 10 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用し、その他の部分は同年 4 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用する。

(3) 組織再編税制等について、次の見直しを行う。

- ① 適格分割の範囲に、分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として次の要件に該当するものを加える。ただし、分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る。

イ 分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。

ロ 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。

ハ 分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

ニ 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ホ 分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。

- ② 100%子法人株式の全部を分配する現物分配について、分割型分割と同様に扱うための措置として、次の措置を講ずる。

イ 現物分配法人の株主において、旧株（現物分配法人の株式）のうちその交付を受けた子法人株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなすとともに、下記ロに該当しない場合には、その子法人株式の価額のうち資本金等の額を超える部分を原資とする金額を配当とする。ただし、現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付される場合には、旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる（所得税についても同様とする。）。

ロ 次の要件に該当する 100%子法人株式の現物分配を適格組織再編成の一類型とし、現物分配法人における子法人株式の譲渡損益を計上しないこととともに、源泉徴収等を行わないこととする。ただし、現物分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されるものに限る。

(i) 現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。

(ii) 子法人の従業者のおおむね 80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。

(iii) 子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること。

(iv) 子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任をするものでないこと。

- ③ 内国法人である現物分配法人の 100%子法人株式の全部を分配する現物分配により子法人株式の交付を受けた外国法人株主について、分割型分割と同様に扱うための措置として、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

イ 事業譲渡類似の株式等の譲渡益課税について、子法人株式その他の資産が交付される場合の適用要件の整備を行う。

ロ 内国法人である現物分配法人の外国法人株主の持株数に応じて外国子法人株式のみが交付される場合には、旧株（内国法人である現物分配法人の株式）の譲渡益（我が国で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限る。）に対して課税する。ただし、この取扱いは、外国法人株主がその有する恒久的施設において旧株を管理する場合には、適用しない。この場合、外国法人株主がその交付を受けた外国子法人株式をその交付の時にその恒久的施設において管理しなくなったときは、その交付の時に外国法人株主の恒久的施設と本店等との間の内部取引があったものとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計

算する。

- ④ 単独新設分社型分割の後にその交付を受けた分割承継法人株式を分配する上記②口の現物分配を行うことが見込まれている場合には、その単独新設分社型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、その現物分配の直前の時までの関係により判定することとする。単独新設現物出資についても同様とする。
- ⑤ 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主に對して交付する対価を除外して判定することとする。
- ⑥ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、次の措置を講ずる。
 - イ 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合におけるその完全子法人となった法人を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象に加える。
 - ロ 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たす場合におけるその完全子法人となった法人を連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外するとともに、その完全子法人となった法人の連結納税の開始等の前に生じた欠損金額をその個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に加える。
- ⑦ 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外する。
- ⑧ みなし配当の額が生ずる事由となる自己の株式の取得について、その範囲から全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主からの買取請求に基づく取得を除外する（所得税についても同様とする。）。
- ⑨ 組織再編税制における適格要件について、次の見直しを行う。
 - イ 企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、支配法人と分割承継法人との間の関係（現行：支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係）が継続することが見込まれていることとする。
 - ロ 共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること（現行：株主数50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること）とする。
 - ハ 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。

※上記⑤から⑨までの改正は、平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用する。
- ⑩ 営業権の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行うこととする（所得税についても同様とする。）。資産調整勘定及び負債調整勘定についても同様とする。
- ⑪ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度のうち支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置及び特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、支配関係発生日の属する事業年度開始の日から支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を制限の対象に加える。
- ⑫ 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定支配関係が生じた事業年度において一定の事由が生じた場合のその事業年度開始の日から特定支配関係発生日の前日までの間に生じた特定資産の譲渡等損失額を損金不算入の対象に加える。
- ⑬ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について、他の者による完全支配関係がある法人が、特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合を制限の対象に加える。

4. 中堅・中小事業者の支援

(1) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、同法の改正法の施行の日から平成31年3月31日までの間に、その法人の特定承認地域中核事業計画に係る地域未来投資促進法（仮称）の同意地域中核事業促進地域（仮称）内において特定地域中核事業施設等を新設し、又は増設した場合において、その特定地域中

核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業（仮称）の用に供したときは、その取得価額の40%、建物及びその附属設備並びに構築物については20%の特別償却とその取得価額の4%、建物及びその附属設備並びに構築物については2%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

※「特定承認地域中核事業計画」：承認地域中核事業計画（仮称）のうち、地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについての国の確認を受けたもの。

※「特定地域中核事業施設等」：その法人の特定承認地域中核事業計画に定められた施設又は設備で、その計画に従って行う地域中核事業の用に供するもののうち、その取得価額の合計額が2,000万円以上のもの。

※対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は100億円を限度とする。

（2）中小企業向け設備投資促進税制の拡充 中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、次の中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とする。

青色申告書を提出する中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定経営力向上設備等を国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合には、その特定経営力向上設備等の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては、10%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

※中小企業者等及び特定中小企業者等の範囲は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の対象法人のうち、中小企業等経営強化法の中小企業者等に該当するものとする。

※「生産等設備」：その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない。

※「特定経営力向上設備等」：経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたもの。

※「経営力向上設備等」：中小企業等経営強化法に規定する次の設備。

イ 生産性向上設備

次の（i）及び（ii）の要件を満たす機械装置、工具（測定工具及び検査工具に限る。）、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア（設備の稼働状況に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）をいう。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の（イ）の要件を満たすものとする。

（i）販売が開始されてから、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内のものであること。

（ii）旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。

ロ 収益力強化設備その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

※「一定の規模以上のもの」：それぞれ次のもの。

イ 機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

ロ 工具及び器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの

ハ 建物附属設備：取得価額が60万円以上のもの

ニ ソフトウェア：取得価額が70万円以上のもの

※指定事業は、中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業とする。

② 中小企業投資促進税制について、上記①のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。

④ 中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び上記①の中小企業経営強化税制の控除税額の上限について、これらの制度の税額控除における控除税額合計で、当期の法人税額の20%を上限とする所要の整備を行う。

(2) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

■ 消費課税

1. 酒税改革

- (1) 税率構造の見直し 改正は平成32年10月1日から実施するが、発泡性酒類及び醸造酒類については、消費者や酒類製造者への影響に配慮する観点から、三段階に分けて実施する。
- (2) 酒類の定義の見直し 改正はビール及び果実酒について平成30年4月1日以後に酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るものに適用し、発泡酒について平成35年10月1日以後に酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るものに適用する。

2. 車体課税の見直し

- (1) 自動車重量税のエコカー減税の見直し 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置について、見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 自動車取得税のエコカー減税の見直し 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置について、見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 自動車税のグリーン化特例の見直し 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

■ 国際課税

・ 外国子会社合算税制等の見直し

内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる「外国子会社合算税制」)等について、次の見直しを行う。

(1) 合算対象とされる外国法人の判定方法等

- ① 外国関係会社の判定における間接保有割合について、内国法人等との間に50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係がある外国法人の判定対象となる外国法人に対する持分割合等に基づいて算定することとする。
- ② 居住者又は内国法人と外国法人との間にその居住者又は内国法人がその外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合におけるその外国法人を外国関係会社の範囲に加えるとともに、その居住者又は内国法人を本税制による合算課税の対象となる者に加える。
- ③ 外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定するための租税負担割合基準を廃止する。

(2) 会社単位の合算課税制度

- ① 適用除外基準 会社単位の合算課税制度における適用除外基準について次の見直しを行った上で同制度の発動基準(以下「経済活動基準」という。)に改め、経済活動基準のうち、いずれかを満たさない外国関係会社について、会社単位の合算課税の対象とする。
 - イ 事業基準 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうち、本店所在地国においてその役員又は使用人が航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たすものについては、事業基準を満たすものとする。
 - ロ 実体基準及び管理支配基準 保険業法に相当する本店所在地国の法令の規定による免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(以下「保険委託者」という。)の実体基準及び管理支配基準の判定について、その外国関係会社のその免許の申請等の際にその保険業に関する業務を委託するものとして申請等をされた者で一定の要件を満たすもの(以下「保険受託者」という。)が実体基準又は管理支配基準を満たしている場合には、その外国関係会社は実体基準又は管理支配基準を満たすものとする。
 - ハ 所在地国基準 製造業を主たる事業とする外国関係会社のうち、本店所在地国に

において製造における重要な業務を通じて製造に主体的に関与していると認められるものの所在地国基準の判定方法について、所要の整備を行う。

二 非関連者基準

(i) 非関連者との間で行う取引の対象となる資産、役務その他のものが、関連者に移転又は提供されることがあらかじめ定まっている場合には、その非関連者との間の取引は、関連者との間で行われたものとみなして非関連者基準の判定を行う等の見直しを行う。

(ii) 保険業を主たる事業とする外国関係会社が保険受託者に該当する場合における非関連者基準の判定について、その外国関係会社がその外国関係会社に係る保険委託者との間で行う取引は関連者取引に該当しないものとする。

(iii) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社については、非関連者基準を適用することとする。

ホ 経済活動基準を満たすことを明らかにする書類等の提出等がない場合の推定 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が経済活動基準を満たすことを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は経済活動基準を満たさないものと推定する。

② 適用対象金額の計算 適用対象金額から控除する受取配当に係る持分割合要件（25%以上）について、主たる事業が原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭（以下「化石燃料」という。）を採取する事業（その採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。）である外国法人で我が国が締結した租税条約の相手国に化石燃料を採取する場所を有するものから受ける配当等にあつては、10%以上とする。

③ 適用免除 外国関係会社の当該事業年度の所得に対して課される租税の額その所得の金額に対する割合（以下「租税負担割合」という。）が20%以上である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。

(3) 一定所得の部分合算課税制度

① 部分合算課税の対象所得の範囲 部分合算課税の対象となる所得は、次のとおりとする。

イ 利子

(注) 次の利子については、対象から除外する。

(i) 本店所在地国においてその役員又は使用人が金銭の貸付け等を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たす外国関係会社が関連者等に対して行う金銭の貸付けによって得る利子

(ii) 上記(イ)の要件を満たす外国関係会社の関連者等である他の外国関係会社が上記(イ)の要件を満たす外国関係会社に対して行う金銭の貸付けによって得る利子

(iii) 本店所在地国の法令に準拠して貸金業を営む外国関係会社で、本店所在地国においてその役員又は使用人が貸金業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たすものが金銭の貸付けによって得る利子

(iv) 外国関係会社が行う事業に係る業務の通常の過程で得る預金利子

ロ 配当等

(注) 持分割合25%以上等の要件を満たす法人から受ける配当等（その支払を行う法人において損金算入される配当等を除くものとし、主たる事業が化石燃料を採取する事業（その採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。）である外国法人で我が国が締結した租税条約の相手国に化石燃料を採取する場所を有するものから受ける配当等にあつては、持分割合要件を10%以上とする。）については、対象から除外する。

ハ 有価証券の貸付けの対価

ニ 有価証券の譲渡損益 持分割合25%以上等の要件を満たす法人の株式等に係る譲渡損益については、対象から除外する。

ホ デリバティブ取引損益 次のデリバティブ取引損益については、対象から除外する。

(i) ヘッジ目的で行われることが明らかなデリバティブ取引等に係る損益

(ii) 本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引業又はこれに準ずる事業を行う外国関係会社で、本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たすものが行うこれらの事業から生ずる商品先物取引等に係る損益

ヘ 外国為替差損益 外国関係会社が行う事業（外国為替相場の変動によって生ずる差額を得ることを目的とする事業を除く。）に係る業務の通常の過程で生ずる外国為替差損益については、対象から除外する。

ト 上記イからへまでに掲げる所得を生ずべき資産から生ずるこれらの所得に類する所得

(注) ヘッジ目的で行われることが明らかな取引に係る損益については、対象から除外する。

チ 有形固定資産の貸付けの対価 次の対価については、対象から除外する。

(i) 主として本店所在地国において使用に供される有形固定資産等の貸付けによる対価

(ii) 本店所在地国においてその役員又は使用人が有形固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たす外国関係会社が行う有形固定資産の貸付けによる対価

リ 無形資産等の使用料 外国関係会社が自己開発した無形資産等及び外国関係会社が相当の対価を支払って取得し、又は使用許諾を得た上で一定の事業の用に供している無形資産等に係る使用料については、対象から除外する。

ヌ 無形資産等の譲渡損益 外国関係会社が自己開発した無形資産等及び外国関係会社が相当の対価を支払って取得し、又は使用許諾を得た上で一定の事業の用に供している無形資産等に係る譲渡損益については、対象から除外する。

ル 外国関係会社の当該事業年度の利益の額から上記イからヌまでに掲げる所得種類の所得の金額及び所得控除額を控除した残額に相当する所得 上記の所得控除額は、外国関係会社の総資産の額、減価償却累計額及び人件費の額の合計額に50%を乗じて計算した金額とする。

② 部分適用対象金額の計算 部分合算課税の対象となる金額は、外国関係会社の当該事業年度の次に掲げる金額の合計額とする。

イ 上記①イからハまで、チ、リ及びルに掲げる所得の金額の合計額

ロ 上記①ニからトまで及びヌに掲げる所得の金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）

③ 部分適用対象金額に係る欠損金の繰越控除 外国関係会社の当該事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた上記②ロに掲げる金額が零を下回る部分の金額に相当する金額がある場合には、当該事業年度の上記②ロに掲げる金額の計算上、控除する。

④ 金融子会社等に係る部分合算課税

イ 部分合算課税の対象所得の範囲 本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国関係会社で、本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件を満たすもの（以下「金融子会社等」という。）について、部分合算課税の対象となる所得は、上記①にかかわらず、次のとおりとする。

(i) 金融子会社等の異常な水準の資本に係る所得

(ii) 上記①チに掲げる所得

(iii) 上記①リに掲げる所得

(iv) 上記①ヌに掲げる所得

(v) 上記①ルに掲げる所得

ロ 部分適用対象金額の計算 部分合算課税の対象となる金額は、上記②にかかわらず、金融子会社等の当該事業年度の次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。

(i) 上記イ(i)に掲げる所得の金額

(ii) 上記イ(ii)、(iii)及び(v)に掲げる所得の金額並びに上記イ(iv)に掲げる所得の金額（当該金額が零を下回る場合には、零）の合計額

ハ 部分適用対象金額に係る欠損金の繰越控除 金融子会社等の当該事業年度開始の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた上記イ(二)に掲げる所得の金額が零を下回る部分の金額に相当する金額がある場合には、当該事業年度の上記イ(二)に掲げる所得の金額の計算上、控除する。

⑤ 適用免除

イ 外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合が20%以上である場合には、部分合算課税の適用を免除する。

ロ 部分合算課税に係る少額免除基準のうち金額基準を2,000万円以下（現行：1,000万円以下）に引き上げる。

ハ 部分合算課税の少額免除に係る適用要件について、少額免除基準を満たす旨を記載した書面の確定申告書への添付要件及びその適用があることを明らかにする資料等の保存要件を廃止する。

(4) 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税制度

① 合算対象となる外国関係会社 外国関係会社のうち次に掲げるものについて、会社単位の合算課

税の対象とする。

イ 次に掲げる要件のいずれも満たさない外国関係会社

(i) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している（保険業を営む一定の外国関係会社にあつては、これらを有している場合と同様の状況にある場合を含む。）こと。

(ii) その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている（保険業を営む一定の外国関係会社にあつては、これらを自ら行っている場合と同様の状況にある場合を含む。）こと。

(注) 国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が上記(i)又は(ii)の要件を満たすことを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、その外国関係会社は上記(i)又は(ii)に掲げる要件を満たさないものと推定する。

ロ 総資産の額に対する上記(3)①イから又までに掲げる所得の金額の合計額の割合（金融子会社等にあつては、総資産の額に対する上記(3)④イ(i)に掲げる所得の金額又は上記(3)④イ(ii)から(iv)までに掲げる所得の金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合）が30%を超える外国関係会社（総資産の額に対する有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の割合が50%を超える外国関係会社に限る。）

ハ 租税に関する情報の交換に非協力的な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社

② 合算対象所得の計算

合算対象所得の計算は、上記(2)の会社単位の合算課税制度における適用対象金額の計算と同様とする。

③ 適用免除 上記①イからハまでに掲げる外国関係会社の当該事業年度の租税負担割合が30%以上である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。

(5) 外国関係会社に係る財務諸表等の添付 内国法人は、次に掲げる外国関係会社に係る財務諸表等を確定申告書に添付しなければならない。

① 租税負担割合が20%未満の外国関係会社

② 租税負担割合が30%未満の外国関係会社（上記(4)①イからハまでに掲げる外国関係会社に限る。）

(6) 二重課税調整

① 内国法人が上記(2)から(4)までの合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社に対して課される我が国の所得税の額、復興特別所得税の額及び法人税の額の合計額のうち上記(2)から(4)までの合算課税制度により合算対象とされた金額に対応する部分の金額に相当する金額について、その内国法人の法人税の額から控除する。

② 投資法人等が外国関係会社から受ける配当等の額のうち、その投資法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度においてその外国関係会社につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、その投資法人等の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(7) その他 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置を講ずる。

(8) 関連制度の整備 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

以上